

■新たに使用できる区域 (いずれも一部)

- ▷浜坂二丁目 ▷面影一丁目
- ▷東今在家 ▷雲山 ▷正蓮寺
- ▷津ノ井 ▷桂木 ▷東大路
- ▷賀露町北一丁目・三丁目
- ▷賀露町南六丁目
- ▷湖山町東二丁目 ▷湖山町南三丁目
- ▷湖山町北四丁目・六丁目 ▷南隈 ▷吉岡温泉町



スィスイくん

■工事は指定工事店で

公共下水道が整備された場合は、すみやかに公共下水道に接続する排水設備工事をしましょう(浄化槽等切替はおおむね1年以内、汲み取り便所の水洗化は3年以内)。工事は、必ず鳥取市排水設備指定工事店に申し込んでください。無利子の改造資金融資制度もあります。

また、排水設備工事完成後に排水管がつまって下水が流れない場合は、市環境事業公社が施工した工事店に清掃を申し込んでください。

■問い合わせ先

- ・環境政策課 (☎ 20-3304)
- ・排水管清掃・・・鳥取市環境事業公社 (☎ 22-8585)

ご注意ください!

市役所の職員を装ったり、市役所から依頼されたと説明し、下水の排水管の点検、清掃、消毒などの業務を契約させ、高額な費用を請求するといった被害が発生しています。

市役所では、みなさんの家の敷地内にある排水管について、このような業務を行ったり、業者に依頼することはありません。みなさん、十分ご注意ください。



市民税均等割の税額が変わります。

平成16年度地方税制改正により、市民税の均等割について、人口段階別の税率区分が廃止されました。

このことにより、市民税均等割の税額は3,000円(年額)に統一され、平成16年度課税分個人住民税から適用となります。県民税均等割の税額(1,000円)は変更ありませんので、市民税・県民税均等割の合計額は現行3,500円から4,000円となります。

■問い合わせ先 市民税課 (☎ 20-3124)

水道メーターの取り替えにご協力を!

水道メーターは、みなさんが使用した水量を正確に計る大切なものです。水道メーターは計量法により使用期限が定められているため、定期的に新しいものと取り替えなければなりません。

水道メーターの取り替えは、水道局が委託した指定工事業者がみなさんの家を訪問し工事を行います。ご理解とご協力をお願いします。

▷取り替え費用の個人負担はありません。

▷訪問する指定工事業者は、水道局が委託したことを証明する「顔写真入りの証明書」を携帯しています。

■問い合わせ先 水道局給水課 (☎ 53-7932)

地産地消の店 支援資金融資制度

地産地消の店の認定店に融資します。

融資内容 ▽限度額≒100

0万円 ▽貸付期間≒7年以

内(据置き1年) ▽貸付利

率≒年1・6%(保証あり)

▽年1・89%(保証なし) ▽

保証料率≒年0・8%

問い合わせ先 ▽支援資金融

資制度≒商工振興課 (☎ 20-

3222) ▽「地産地消の

店」認定≒地産地消推進チー

ム (☎ 20-3225)

男女共同参画出前講座

地域や職場、学校などでの

男女共同参画に関する研修会

に講師を派遣します。お気軽

にご相談ください。

問い合わせ先 男女共同参画

センター (☎ 24-2704)

図書の貸し出し

男女共同参画に関する図書

やビデオを貸し出していま

す。個人で学習、またグルー

プや地域・職場などでの研修

会や学習会にご利用くださ

い。

対象者 鳥取市に居住、また

は通勤(通学)している方
貸出数 図書3冊まで/ビデ
オ2本まで

貸出期間 2週間

問い合わせ先 男女共同参画

センター (☎ 24-2704)

軽自動車税の減免手続き

対象 次の2つの要件を満

たす軽自動車

▽身体・精神などに障害の

ある人のために使用するも

の ▽障害のある人または、

同居の家族などが所有する

もの※一台まで

受付期間 5月17日(月)

～24日(月)

必要書類 ▽身体障害者手

帳・戦傷病者手帳・療育手帳・

精神障害者保健福祉手帳(通

院医療費の公費負担番号が記

載されているもの)のうち該

当するもの ▽運転免許証

(対象車を運転する人) ▽自

動車検査証 ▽軽自動車税納

税通知書 ▽常時介護証明書

(運転する人が同居の家族な

ど以外の場合)

※障害の部位や程度などによ

り、減免が受けられない場合

があります。

問い合わせ先 市民税課 (☎

20-3123)

軽自動車税納税通知書の様式変更について

平成十六年

度より、軽自

動車税納税通

知書の様式を

変更し、一台

一枚となりま

す。軽自動車

税の課税対象

(原付バイク、小型特殊自動

車、軽自動車、二輪の小型自

動車など)の台数と同じ枚数

の納税通知書を発送します。

問い合わせ先 市民税課 (☎

20-3123)

